

オランダ税制アップデート

日系企業各位

EYタックスアラートの概要を以下お知らせ申し上げます。

1. オランダ政府による投資促進策の発表
2. EUにおける関税制度の一部改定予定

詳細につきましては、英文タックスアラートをご参照ください。

お問い合わせ等がございましたらお気軽にご連絡ください。



Building a better
working world

オランダ税制アップデート

1. オランダ政府による投資促進策の発表

オランダ政府は、企業投資について最高50%の即時償却を認める施策を発表しました(通常は取得価額・製造原価の20%未満)。

2013年7月1日から同年12月31日までの期間における営業資産(business assets)が対象となります。同営業資産は2015年12月末までに利用する必要があります。

本施策の目的は企業の新しい資産への投資を促進することであり、オランダ企業にとって流動性の向上につながるものです。

2. EUにおける関税制度の一部改定予定 (2014年1月1日)

2014年1月1日より、EUにおける一般特惠関税制度(GSP:以下注参照)が改正される予定です。現在176カ国・地域がGSPの恩恵を受ける対象となっておりますが、新制度において、うち87カ国が除外されます。この除外対象に該当する国・地域からのEU域内への輸入については、特惠税率が適用されなくなります。

今回、対象外となる国・地域の一例は以下のとおりです:
サウジアラビア、クウェート、バーレーン、カタール、UAE、オマーン、ブルネイ、マカオ、アルゼンチン、ブラジル、キューバ、ペルー、ロシア、カザフスタン、ガボン、リビア、マレーシア、パラオ等。

更に、イラン・アゼルバイジャンについては2014年2月22日以降、GSP制度が凍結となる予定です。またインドについては引き続き特惠税率適用となりますが、一部の品目については対象外となる予定です(例:HSコード2710鉱油)。

以上に該当する場合でも、品目によっては関税率0%のため影響を受けることはありませんが、該当国・地域からの輸入を行っている場合には、当該改定の影響の検証を行う等の留意が必要となります。



(注)一般特惠関税制度(GSP:Generalized System of Preferences):開発途上国の輸出所得の増大、工業化と経済発展の促進を図るため、開発途上国から輸入される一定の農水産品、鉱工業産品に対し、一般の関税率よりも低い税率(特惠税率)を適用する制度。

ご連絡先

富永 英樹

Partner, Japan Business Services

+31 (0) 88 4071723

hideki.tominaga@nl.ey.com

谷津 剛

Senior Manager, JBS/TP&TESCM

+31 (0) 88 4071649

takeshi.yatsu@nl.ey.com

EY

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

新日本有限責任監査法人について

新日本有限責任監査法人は、EYメンバーファームです。全国に拠点を持つ日本最大級の監査法人業界のリーダーです。監査および保証業務をはじめ、各種財務アドバイザリーの分野で高品質なサービスを提供しています。EYグローバル・ネットワークを通じ、日本を取り巻く経済活動の基盤に信頼をもたらし、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.shinnihon.or.jp をご覧ください。

© 2013 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本有限責任監査法人を含むEYの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。